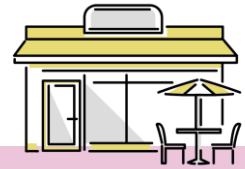


市内での創業
応援します！



狛江市創業支援家賃・改修費補助金

市内で創業する方を対象に、店舗や事業所等に対する家賃又は改修費等の一部を助成します。

受付期間 地域活性課窓口または郵送にてご申請下さい。（郵送の場合は必着）

令和4年10月3日（月）～令和4年10月31日（月）

※受付期間後に審査を行い、補助対象者を決定いたします。
先着順ではありませんのでご注意ください。

補助金額

①家賃補助②改修費補助 それぞれ **最大50万円**

※令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に発生した費用に限ります。

①家賃補助	月額賃料（共益費等を除く）の6箇月分（最大50万円）
②改修費補助	対象となる工事にかかる改修費用（最大50万円） ※すでに終了した工事は対象外です。

補助対象者

- 市内創業予定の方
(創業を行った個人・法人の場合は、令和4年10月3日時点で創業後1年未満であること)
- 登記地が市内にある法人、又は市内の店舗等で営業する個人事業主であること
- 特定創業支援等事業を利用し、狛江市において証明書の交付を受けた方
- 対象物件の所有者ではない方 等

詳しくは**狛江市ホームページ** 又は
狛江市役所 2階**地域活性課** (03-3430-1111 内線2226) へ